
第4章

第9期計画の全体像

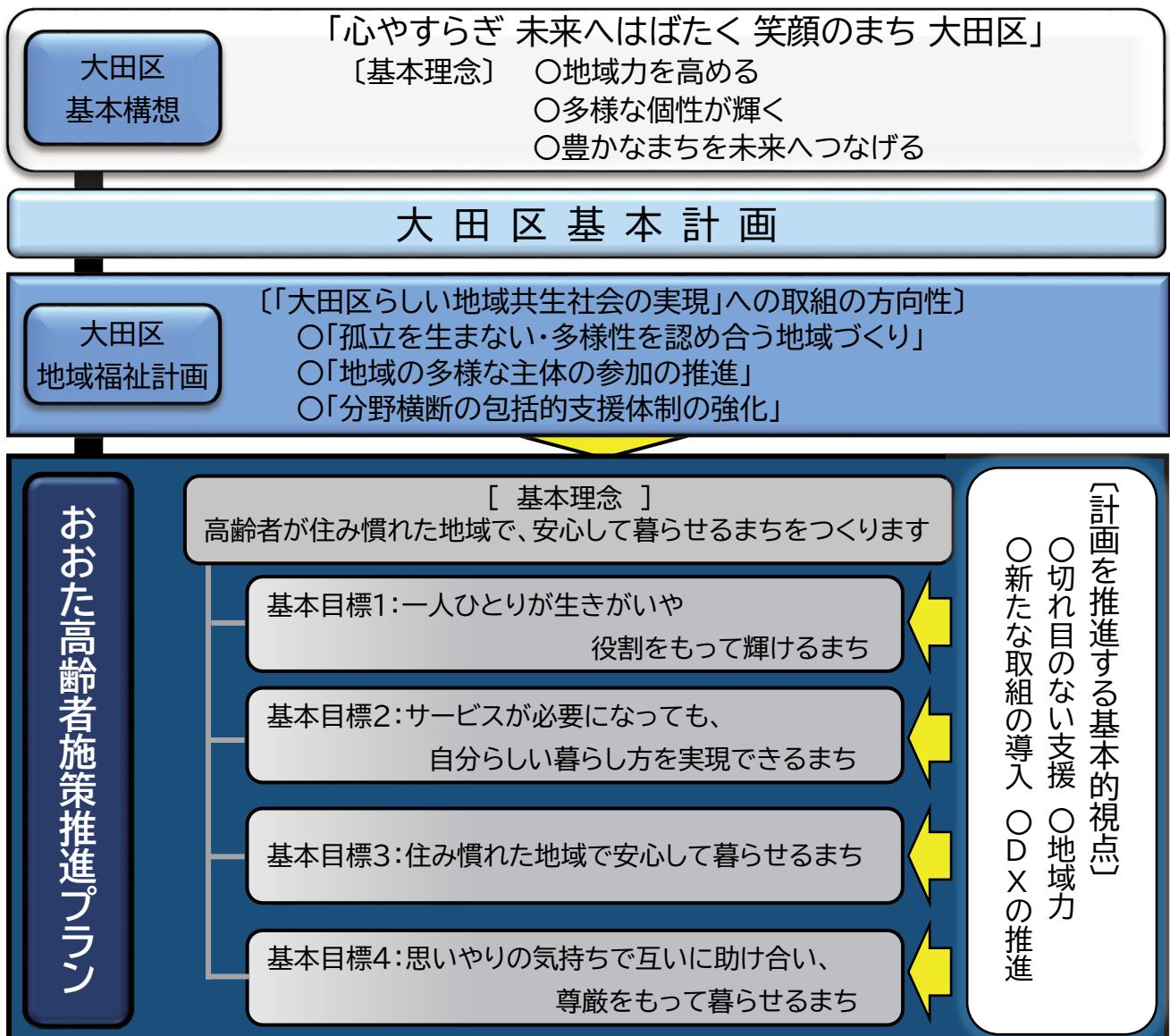
1 計画の基本理念と基本目標

(1) 各計画との関係

第6期以降、取組を進めている「地域包括ケアシステム」が実現した姿を表す「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を第9期計画の基本理念として位置づけます。

また、本計画と同時期に策定の「大田区地域福祉計画」に掲げる「孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり」、「地域の多様な主体の参加の推進」、「分野横断の包括的支援体制の強化」の3つの取組を方向性とする「大田区らしい地域共生社会の実現」に向け、第9期計画は2040年を見据えた地域共生社会の礎となる地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。

図表4-1 各計画の関係



【参考:大田区基本構想との関係】

令和6年3月、大田区は令和 22(2040)年ごろの大田区のめざすべき将来像として「心やさすぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げ、今後のまちづくりの方向性を明らかにした区の最上位の指針となる「大田区基本構想」を策定しました。基本構想の中では、大田区に関わる全ての人々に共通する考え方として、3つの基本理念が示されています。

本計画においても、基本構想で示されたこの基本理念に基づき、大田区らしい地域共生社会の実現をめざします。

大田区基本構想の基本理念

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を超えて大田区に関わる全ての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくりま

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支え合うことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を生かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくりま

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点をもって、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎま



2 基本目標の概要

基本目標1

一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち

基本目標1では、高齢者全体の8割以上を占める、支援や介護を必要としない元気な高齢者に健康の維持や増進に向けた支援を行います。地域や社会で自分にあったスタイルで働いたり、また社会参加・介護予防など様々な活動を行ったりすることで、生きがいや役割をもって輝きながら暮らせるまちをめざします。

これまでの人生で培ってきた経験や知識を生かしながら、地域活動の担い手として、さらにその育成に関わる人が増えていく取組を進めます。

基本目標2

サービスが必要になっても、自分らしい暮らし方を実現できるまち

基本目標2では、支援や介護が必要となった高齢者が、地域の中で自分らしく暮らすために必要な介護や在宅医療等のサービスについて、今後、介護人材の確保が一層困難になると考えられるなどの状況にあっても、効果的かつ効率的に提供される体制整備を推進していくことをめざします。

基本目標3

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

基本目標3では、高齢者が地域の中で、個人の生命や身体・財産等が十分に守られながら安心して生活を営めるよう、普段の生活で不安と感じる「住まいの確保」や「地域の多様な主体による見守り」、また、「災害等の緊急時における危機管理の実践」などに向け、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切、かつ、円滑に提供される体制の構築を図ってまいります。

基本目標4

思いやりの気持ちで互いに助け合い、尊厳をもって暮らせるまち

基本目標4では、地域で暮らす高齢者を支えるため、地域住民をはじめ多様な主体が互いにつながり、助け合うまちづくりを進めます。

団塊の世代全てが75歳以上となる2025年はもとより、2040年代には人口構成やそれに伴う社会構造が大きく変化することにより、高齢単身世帯の拡大や介護ニーズの高い後期高齢者の増加、生産年齢人口の減少等が見込まれます。こうした社会変化の中で顕在化する地域生活課題に的確に対応していくため、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化を図り、また、高齢者を支える地域の多様な主体によるネットワークと公的なサービスによる包括的な支援を可能としていく仕組みを構築していきます。

3 計画を推進する基本的視点について

基本理念の実現に向け、計画を推進する3つの視点として、分野を超えた「切れ目のない支援」、「地域力」の活用、既存の枠にとらわれない柔軟な発想に基づく「新たな取組の導入」を第8期計画から定めています。本計画では、新たに「DX*の推進」を加えた、4つの視点をもって、計画推進に取り組んでいきます。

切れ目のない支援

支援や介護を必要とする「状態の切れ目」に加え、高齢分野・障がい分野、生活困窮分野等の「分野の切れ目」、世帯や性別、年齢などの「属性の切れ目」がないよう、地域包括支援センターを軸とする相談体制を充実します。

地域力

ひとり暮らし高齢者や老老介護の世帯及び75歳以上の後期高齢者が急増していくと、「買い物」、「食事づくり」、「見守り」などといった「生活支援サービス」へのニーズが高まっていくと考えられます。そのため、行政サービスのみならず、区民、NPO、ボランティア、事業者等の多様な主体が参画する厚みのある支援体制を構築することが必要となってきます。同時に、高齢者の就労・社会参加のさらなる推進を通じて、元気な高齢者が社会的役割をもち、生きがいや介護予防につながる取組も重要です。「支える側」、「支えられる側」という画一的な関係を超越え、地域住民がともに支え合う地域づくりを進め、世帯・地域を包括的に支援する体制整備を進めていきます。

こうした区民一人ひとりの力を源とした地域づくりのために欠かせない力として「地域力」を積極的に活用する取組を進めます。

新たな取組の導入

近年の大規模な地震や風水害による被害、また、新型コロナウイルス感染症など、緊急時を想定した事業のあり方・考え方の見直しが求められています。

さらに今後は、地域共生社会の考え方が地域に浸透することで新たなサービスや支援の形が生まれることも予想されます。そのため、区をとりまく情勢を予測しながら、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、事業実績データ等の検証・分析に基づく事業の再構築などを継続して行うことが必要です。

DXの推進

地域包括ケアシステムを深化・推進させるためには、医療・介護間での情報の共有や活用が重要であり、そのために、医療・介護分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)について、国や東京都においても、導入・推進の必要性が示されており、区としても課題として捉えています。

また、デジタル・ICT*の活用により、リモート型の介護予防事業の展開など、サービス利用者である高齢者の利便性にも寄与するものとなるほか、データの利活用による事業の効果的・効率的な推進へとつなげることができるものと考えられています。



4 大田区の地域包括ケアシステム

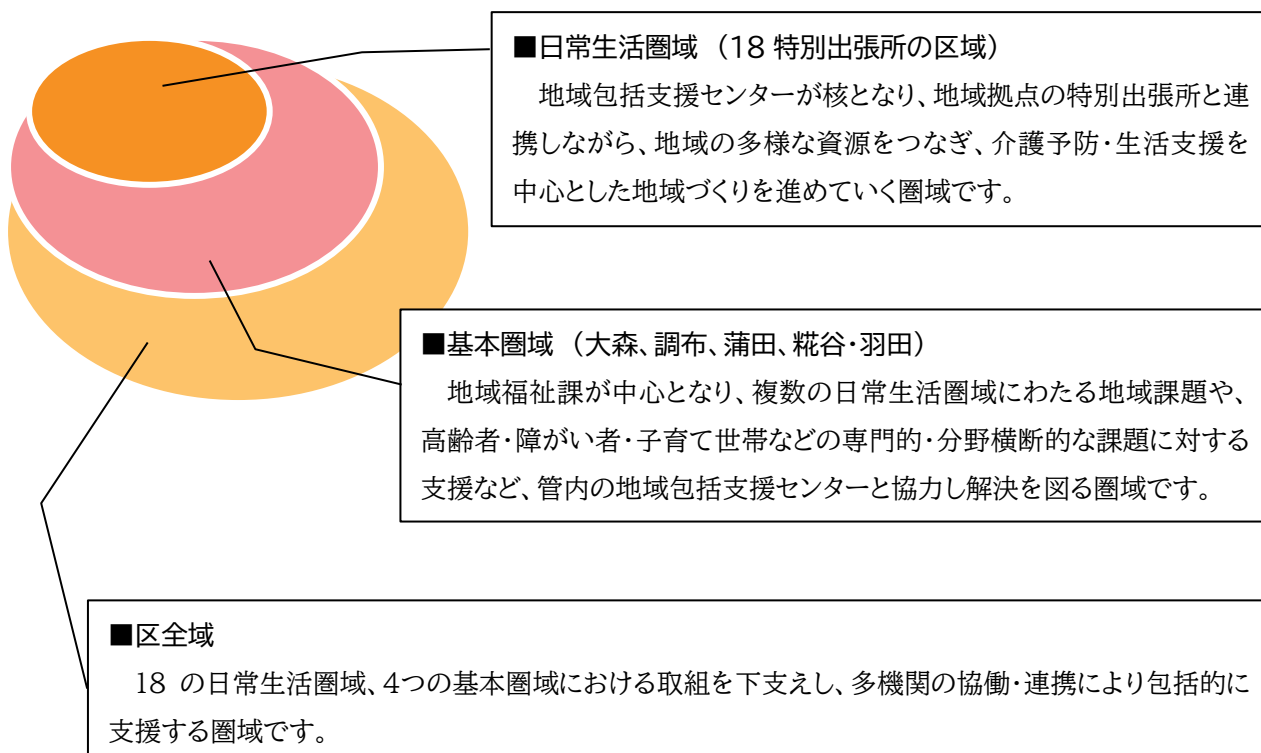
(1) 地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域の設定と考え方

区では、日常生活圏域については、第6期計画まで大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の4つの区域で設定していましたが、地域力をキーワードに、特別出張所を拠点とした地域づくりを進めている現状を踏まえ、第7期計画から 18 の特別出張所の管轄区域を日常生活圏域としました。

これまでの4つの区域については、各地域福祉課を中心とする関係機関が連携しながら、単独の日常生活圏域では解決できない専門的、広域的な課題に対応し、管轄内の日常生活圏域を支援していく「基本圏域」として位置づけています。

区は、18 の日常生活圏域と4つの基本圏域を総合的に支援し、本計画で掲げた全区的な施策を着実に推進していきます。

第9期計画においても、引き続き、この3層圏域による相互連携を深め、18 の日常生活圏域の実情に即した地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組みます。



5 第9期計画の地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(1) 「大田区らしい地域共生社会の実現」に向けて、大田区地域福祉計画が示す方向性

本計画と同時期の策定となる「大田区地域福祉計画」ではこれまで、「ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」を理念とし、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進を図ってきました。地域共生社会は、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざしています。「大田区地域福祉計画」では、大田区らしい地域共生社会の実現に向け、「孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり」や「地域の多様な主体の参加の推進」、「分野横断の包括的支援体制の強化」を計画推進にあたっての方向性としています。

【孤立を生まない・多様性を認め合う地域づくり】

何かしらの生活課題を抱えた方の中には、必要な支援につながれずに、制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を抱える方もいます。そうした方については、本人の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援するべく、各支援機関の対応力と地域の支援力を引き上げることが重要と考えられ、そのためには、区民一人ひとりや地域団体、事業者などの協力者を増やしていく必要があります。

また、住民同士の身近な関係が広がっていくことが重要であり、性別や年齢、障がい、異なる国籍など、多様性を理解しお互いに受け入れられるよう、社会的包摂の意識を大切にしてい、高めていくことも大切と考えられます。

【地域の多様な主体の参加の推進】

様々な方が地域の活動等に主体的に関わり、役割を發揮できることが重要であると考えられます。地域の活動に関わっていけるきっかけづくりとして、就労の場や社会参加の場等を地域に生み出し、社会や地域に参画できるよう本人ニーズに合わせた資源とのマッチングやコーディネートをすることが区には求められます。

また、多様な主体の地域参加の推進にあたっては、世代や分野を超えてつながることのできる場や居場所の確保、オンラインでの交流や見守りネットワークの構築、デジタルデバイド*の解消などが重要と考えられます。

【分野横断の包括的支援体制の強化】

昨今、区民の生活課題は複雑・複合化しており、個別の福祉制度だけでは、解決することが難しい状況になっています。区の相談機関・専門機関が困りごとを丁寧に受け止め、どこに相談しても支援につながる相談体制(包括的相談支援体制)が重要と考えられます。

(2) 大田区地域福祉計画の方向性を踏まえた包括的な支援体制の構築

本計画では、大田区地域福祉計画が示す方向性も踏まえ、高齢者やその世帯等が抱える複合的な課題に対応し、取り残さない支援へとつなげていくことが重要と捉えています。地域包括支援センター等の多様な相談支援機関が、相談者の世帯全員の状況を包括的に受け止め、さらには、個々の課題の解決や地域づくり活動等への社会参加の促進に向け、公的サービスや支援機関、社会福祉協議会の事業、地域資源などに結びつける地域ネットワークの充実が必要とされています。

課題の未然防止という視点からも、地域資源の確保・開発や、支援機関と地域のネットワークの拡充に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていくことが求められています。

また、社会福祉法でも、区市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」とされています。具体的には、介護保険の被保険者、障がい者、こども・子育て、生活困窮者等を含めた包括的な支援体制を整備するものであり、これらの施策について部局を超えた調整が必要となります。

第9期計画の3年間では、これまでに引き続き、「大田区らしい地域共生社会の実現」に資する包括的な支援体制の構築に向けた検討、調整を図ることとします。

(3) 地域包括ケアシステムを構成する5つの要素の機能強化

【住まい】

高齢者等の住まい確保にとどまらず、生活の支援等の課題に対応していくため、関係機関と支援団体等の連携を強化します。また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑な入居支援に向け、家主や不動産事業者等の理解促進を図り、地域包括ケアシステムの基礎となる住まいの安定的な確保に取り組みます。

【医療・介護】

医療・介護ニーズを併せもつ要介護者の在宅生活を支援するため、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等の様々な場面で、地域の医療・介護関係者等の連携を図り、チームケアによる切れ目ないサービスを提供していく体制を強化します。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対し、区は、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法*)において基本的施策とされる、早期診断・早期対応に向けた認知症の予防等や相談体制の整備、認知症の人の社会参加の機会の確保等に取り組みます。

介護分野では、将来の介護ニーズに対応していくため、多様な介護基盤の整備とともに、業務の効率化、多様な介護人材の確保、定着促進・離職防止に向けた総合的な対策を講じていきます。また、要介護者と介護者双方の自立した日常生活に資する質の高いケアマネジメント*の実践と介護サービスが提供されるよう、介護事業者への効果的な支援に取り組みます。

【介護予防・生活支援】

高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民主体の通いの場等におけるフレイル・介護予防を推進し、これまで支えられていた人が支える側に回っていく循環を推進します。また、多くの高齢者が社会で役割をもって活躍できるよう、多様な就労・社会参加を促します。

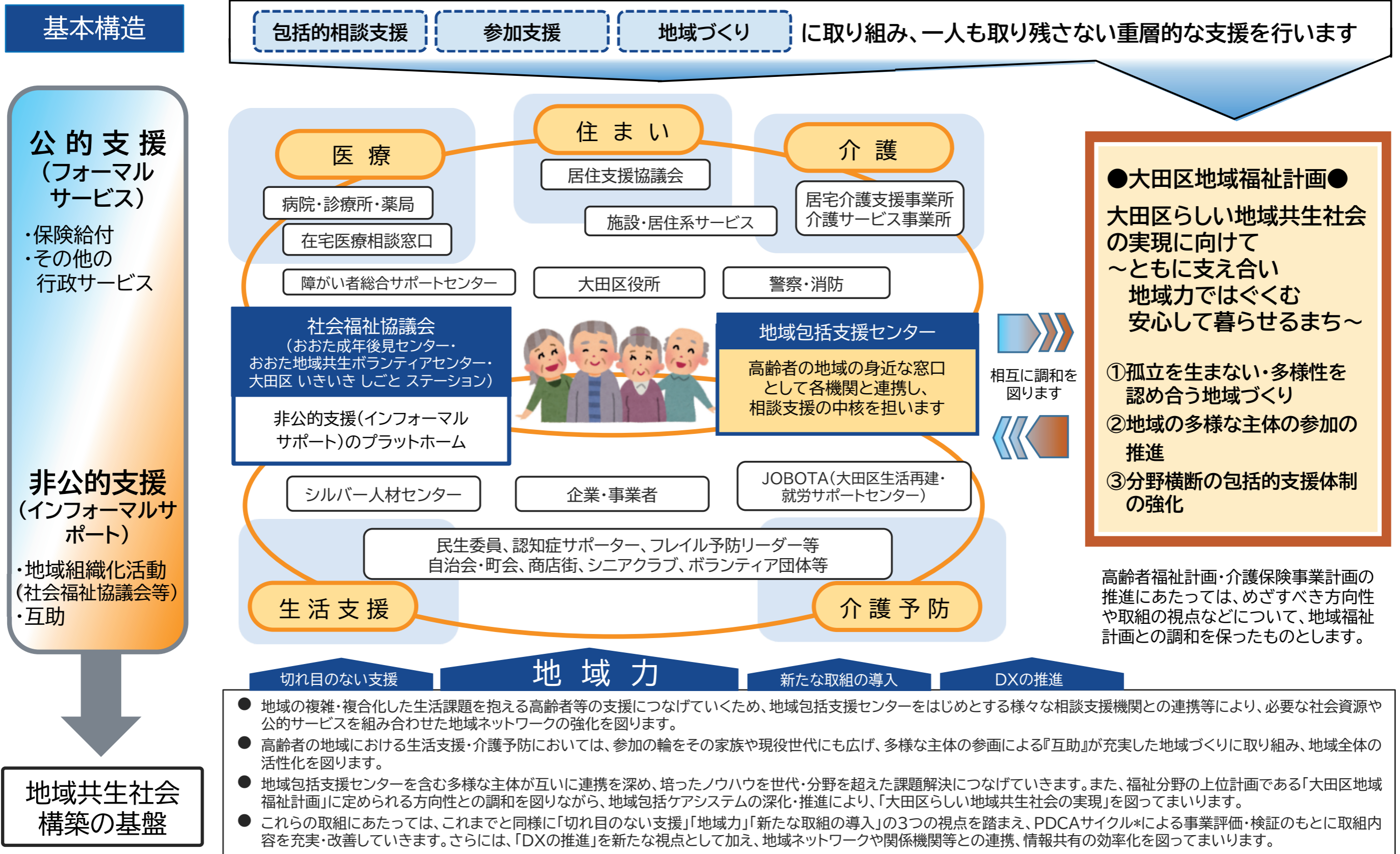
高齢者の見守り・安否確認、外出支援、買い物等といった多様な生活支援ニーズに対応していくため、住民主体による支援の担い手を養成するとともに、自治会・町会、民生委員をはじめ地域団体、NPO、事業所・商店街など、多様な主体で構成される地域の支援ネットワークを充実していきます。

通いの場等は、高齢者はもちろんのこと、その家族や現役世代など対象者を限定せず、誰もが気軽に参加し、交流できるような場づくりも視野に入れて進めていきます。こうした日々の見守り活動や、通いの場等における交流を通じて、課題や悩みを抱えた高齢者等を発見したときは、適切な支援やサービスにつないでいく、支援と共生が育まれる地域づくりを進めます。



大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画 概念図

大田区では第8期計画において、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。第9期計画においても引き続き、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念に、**地域包括ケアシステムの深化・推進と大田区らしい地域共生社会の実現**に向け様々な取組を進めます。



**地域共生社会
構築の基盤**

大田区高齢者福祉計画・
第9期大田区介護保険事業計画 施策体系図

地域包括ケアシステムの深化・推進と大田区らしい地域共生社会の実現に向けて



基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります

